

令和6年度 第1回

「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和6年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会 次第  
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)

日時 令和6年7月11日(木)午後1時30分～  
場所 安曇野市豊科交流学習センター きぼう  
多目的交流ホール

1 開会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 会議事項

(1) 令和5年度事業実績報告

ア 活動実績

(ア) 各市村 (資料1-1)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料1-2)

イ 事業計画実績

(ア) 各市村 (資料2-1～2-7)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料2-8)

ウ 成年後見制度利用促進専門委員会 (資料3、別冊)

(2) 令和6年度事業計画

ア 各市村 (資料4-1～4-7)

イ 成年後見支援センター (資料4-8)

(3) 事例検討 (資料5)

5 その他

6 今後の予定

第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会 令和7年1月16日(木)開催予定

7 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分開会を宣言した。(委員の過半数の出席があり、設置要綱第6条  
(生坂村) 第2項に基づき会議は成立した)

(2 委嘱状交付)

事務局 協議会設置要綱第4条に基づき、交代となった委員に対し委嘱状を机上に交付  
(生坂村) したことを説明した。

(3 自己紹介)

議長 協議会設置要綱第6条1項に基づき会長が議長となりあいさつした。

当ネットワーク協議会も4年目に入り、具体的な取り組みの中で事例が集積されています。各市村や成年後見支援センターの支援現場では、成年後見制度の利用を進める中での課題やそれに対応する様々な取り組みが進められています。具体的な取組み事例について情報共有をすることで、今後の活動に活かせるようにと考えています。

皆様もご承知のように、第2期成年後見制度利用促進基本計画は、単に利用者の増加を目的とすることではなく、制度を必要とする方が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる整備体制を目指すものであります。成年後見制度は権利擁護支援の重要なひとつの手段として位置づけられており、制度を含め総合的な支援として権利擁護支援を充実させていくというのが基本的な考え方だと示されています。そのため、意思決定支援の浸透や包括的多層的な支援の体制構築など、重要な取組みを行っているところです。このような権利擁護の取組みというのは、まさに本日出席されている様々な職種や立場の方の協力や連携によって実現されるものと考えます。今後もこれまで以上に各機関が連携して、この地域の権利擁護支援がより一層充実したものになるよう努めてまいりたいと思います。

(4 会議事項)

議長 議長は会議事項(1)令和5年度事業実績報告書 ア 活動実績について説明を求めた。

事務局 資料1-1について、生坂村が代表して各市村の下半期の活動実績を説明、報告  
(生坂村) した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料1-2について、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) ア 活動実績について、意見・質問等ないことを確認し、オブザーバーに成年後見制度利用の実情について発言を求めた。

オブザーバー 先ほどかけはしから相談件数が昨年と比べかなり増加したと報告ありましたが、  
(家裁松本支部)実際に申立て件数についても増えています。今年に入り件数が伸びているという状況です。

一方で後見人となる方について、候補者がある案件については参考となり大変助かりますが、裁判所に一任という形で申立てされる場合もあり、その場合の引き受け手を探すのは裁判所としても困難を伴います。そういう意味では市民後見人など受け手の拡大は重要な課題になると思います。特に財産の少ない方、引き受け手のない困難なケースをかけはしで複数件担当されていて、相談も多く受けます。財産管理に限らず、実際後見人として活動しているといろいろ困難な場面があると思いますが、本人が亡くなった時、もう後見人の立場では無くなった時の死後事務として、お金の関係、引継ぎの関係、そういったことに悩み苦慮しているという話を聞きます。死後事務となると裁判所は管理という部分からだんだん離れてしまい、関わるのが難しくなるため、そういう部分について地域で亡くなった時にどういふ対応をするのか、予め話が出来ていると少し後見人の負担も減るのかなと思います。どういふ方が後見人になって、そのあとに後見人以外のどういふ方々に関わってもらえるのかということも重要になってくると思います。後見人ひとりが孤軍奮闘しているという事案をたまに耳にすることがあり、今回相談支援をかけはしの方でされているというのは、後見事務を進めていただく中で重要になってくると思うし、地域の方でもいろいろ助けていただけるといふチームとしての仕組みが出来ているというのは重要だと思います。

家庭裁判所としては成年後見制度の利用促進を進めていくのと同時に、後見人の方が安心して引き受けられる環境を整えることも重要だと思うので、そのあたりも地域で連携して進めてもらえればと考えています。

議長                    ありがとうございます。申立て件数が増えているということで、まだまだ需要はたくさんあるということ、また困難事例についても裁判所に申し立てられている事案が多いということが分かりました。

議長は他に意見・質問等ないことを確認し引き続き   イ   事業計画実績について説明を求めた。

事務局                    2市5村は資料2-1～2-7に基づき、令和5年度下半期の事業計画実績について説明、報告した。

(かけはし)              成年後見支援センターは資料2-8に基づき、同様に説明、報告した。

議長                    議長は会議事項(1)   イ   事業計画実績について、意見・質問等ないか確認し、引き続き   ウ   成年後見制度利用促進専門委員会について説明を求めた。

事務局                    成年後見支援センターは、資料3と別冊資料に基づき、専門委員会にて検討した事例件数や事例経過について説明した。

議長                    議長は会議事項(1)   ウ   成年後見制度利用促進専門委員会について、意見・質問等ないか確認した。

先ほど家庭裁判所から全体として件数が増加したという報告のある中で、昨年度は専門委員会での検討事例、法人後見の受任件数は前年度より減っているという印

象があります。全体として需要はあるということだと思いますが、課題があるのなら解決しながら受任の方法を考えていかなければと思います。

議長は他に意見・質問等ないことを確認し、引き続き会議事項(2)令和6年度事業計画 ア 各市村について説明を求めた。

事務局 (2市5村) 2市5村は資料4-1～4-7に基づき、令和6年度事業計画について説明した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料4-8に基づき、同様に説明した。

議長 議長は会議事項(2)令和6年度事業計画について、質問・意見等ないか確認した。質問等ないことを確認し、委員から承認を得た。  
議長は会議事項(3)事例検討について説明を求めた。

事務局 (関係市村) 関係市村は資料5に基づき事例について説明した。

副議長 多くは受任した時点から本人との関係が始まるため相性の問題があり、経過とともに悪くなる場合もある。候補者が事前から本人と接する機会があり、関係性を築くのに望ましい状況だと思った。また、受任後も行政が離れず並走している点もよい。

議長 この事案は支援者会議から後見人選任まで丁寧に時間をかけて支援を行っていると感じた。先ほど制度利用の検討を始めて本人への説明や説得に時間が掛かっていると報告もあったが、長期間の苦労などがあってこういう形になるのだと改めて感じた。見守りの契約から入り、いい形で支援が進められた良い事案だと感じた。実際に意思表示がしっかりできる方は、本人が納得できないと支援が本当に困難であるため、長期的に本人の意思が尊重された形での支援が出来ていると感じ、望ましい形だと思う。

委員 いろいろな専門職や関係機関が関わって、本人の意思決定を尊重して支援している良いケースだと感じた。

委員 感想の他、自身が実際に受任している事例について、電話の代引き詐欺などの被害に対して行った防止策を紹介した。

委員 私達は後見の「部分」について話合いをしているが、実はその前に地域でどのように本人を支えるのかというところを丁寧に耕した結果がこのようになったという感想を持った。後見で解決するというのは勿論重要で、それも社会資源のひとつだが、どのように地域でサポートする体制を築くのかという視点を併せて持つというのがこの事例において非常に学びになった。

委員           やはり周りのサポートが大事だと感じた。副議長の発言にもあったが、後見人と被後見人の関係について、良好であればよいくないケースもある。最近では親族が後見人に高圧的だったり、カスハラに近いようなケースもあり、後見人がそれを抱えてしまうと大変なので、そういう部分は地域でチームとなって圧力を分散するなど工夫も必要だと思う。

委員           今回の事例は地域の見守りから始まったのだと思うが、それが地域の支援に広がった良い事例だと感じた。

委員           支援関係者に自ら相談ができるという強みや希望を伝えられる部分を尊重し、見守り契約など、事前から信頼関係を築き後見に繋がられた良い事例だと思う。チームとしても本人に寄り添った支援だと感じた。

議長           議長は他に意見・質問等ないことを確認した。  
オブザーバーに対し、全体を通して発言を求めた。

オブザーバー   長野県には10圏域ほどがあり、各圏域の協議会にはできる限り参加させていた（長野県社協）だっています。県の方でも連携する圏域の協議会を立ち上げており、昨年度から24の参集団体で協議をしています。その中でも専門職、当事者団体、関係機関など幅広く地域共生ネットワークを構築していくことが大切なので、やはり顔の見える関係やこのような意見交換などが重要であり、ぜひ県と圏域の方も重なり合う部分で連携を図っていかれたらと思います。

                  県の協議会でも課題になっているのは担い手育成であり、市民後見人の養成から始まり、各研修の立ち上げなどをぜひ市町村と連携してやっていきたいと考えています。県ではオンデマンドの教材を作成している中で、市町村のバックアップ体制や負担軽減にも繋げていければと考えています。

                  利用促進に関しては色々な施策を考えていく中で、当事者団体からも意見をいただきながら進めていくところであります。

（家裁松本支部） 裁判所は成年後見が開始された後、申立て以降しか関わりがないので、前段階としてどのように利用促進を進めているのか、実績としてどのようなものがあるのか報告を受け、利用促進も含め裁判所としても協力できるところは協力していきたいと思っています。

                  候補者が挙がっている場合に、どういう検討をしてどのように候補者を挙げているのかということは裁判所としても知りたいところです。事前に関わりがあり、本人が納得してという情報は貴重であり、やはり後見というのは信頼関係がないとなかなか成り立たず、それを理由に辞任されてしまうという場合も中にはない訳ではない。申立て段階で事前に情報共有ができれば、裁判所も選任に向けた検討の中で参考としたいので、そういったことを申立書などに記載してもらおうと大変助かります。

議長           議長は他に質問・意見等ないか確認し議事を終了した。

(5 その他)

事務局            その他連絡事項等ないか確認した。  
(生坂村)

事務局            当日配布資料「成年後見関係事件の概況（長野県）～令和5年1月から令和5年  
(かけはし)    12月～」および、「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」全国版  
                  について説明した。

(6 今後の予定)

事務局            次回の協議会開催について説明した。次回開催は1月16日の予定とし、令和6  
                  年度の上半期の活動実績や事業計画の進捗状況について説明予定とした。

(7 閉会)

事務局            閉会を宣言し、午後3時散会した。  
(生坂村)